

愛媛県県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和元年11月14日
愛媛県教育委員会

1 趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校が担う役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施や地方創生の取組など、愛媛県県立学校（以下「県立学校」という。）における教育の更なる充実が求められている。

こうした中、平成30年11月に実施した県立学校教員勤務実態調査では、県立学校教諭の1週間当たりの校内勤務時間が62時間57分であり、過労死ラインの目安とされる時間外勤務が概ね月80時間を超える教諭の割合は57.3%という結果であった。このことは、教育職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる問題となっている。

文部科学省は、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、服務監督権者である教育委員会に対し、ガイドラインを参考に所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めている。

そこで、愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、ガイドラインを参考に、「愛媛県学校における働き方改革推進本部」での審議を踏まえ、「愛媛県県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、県立学校の教育職員が疲労や過度な心的負担を蓄積して健康を損なうことなく、自らの専門性を高め、誇りややりがいを持って、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものである。

2 対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち県立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

3 勤務時間の上限の目安時間

（1）本方針において対象となる勤務時間の考え方

本方針において対象となる勤務時間は、在校等時間とする。

なお、在校等時間とは、教育職員が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本として、校外での業務に従事した時間（校務として参加する研修や児童生徒の引率の時間、テレワークに従事する時間等、管理職の職務命令や承認を得た業務で、従事した時間を外形的に把握できるもの）を合算したもののから、所定の勤務時間外に自発的に行う自己研さんの時間その他の業務外の時間を自己申告に基づき除いた時間とする。ただし、これらの時間からは、休憩時間は除くものとする。

（２）上限の目安時間

ア １か月の在校等時間の総時間から「教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例」（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「条例」という。）等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間（以下「１か月の時間外勤務時間」という。）が、45時間を超えないようにすること。

イ １年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間（以下「１年間の時間外勤務時間」という。）が、360時間を超えないようにすること。

（３）特例的な扱い

ア 上記（２）を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、１年間の時間外勤務時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、１か月の時間外勤務時間が45時間を超える月は、１年間に６月までとすること。

イ １か月の時間外勤務時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（２か月、３か月、４か月、５か月又は６か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の１か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

４ 在校等時間の把握方法

本方針の実施に当たって、県立学校の校長（以下「校長」という。）は、教育職員の在校等時間をグループウェアの勤務状況管理システム等を用いて日々把握し、校外での業務に従事した時間や土日、祝日などの校務についても、出張伺や部活動従事簿等を踏まえて、できる限り客観的な方法により日々把握すること。特に、自己申告に基づく、所定の勤務時間外に自発的に行う自己研さんの時間その他の業務外の時間については、実態と乖離していることがないように適正に自己申告を行うことなど十分に説明をすること。

また、校長は、月ごとに教育職員の在校等時間を別に定める様式により、県教育委員会に報告すること。

５ ワークライフバランスの実現及び健康確保

本方針の実施に当たり、県教育委員会及び校長は、休憩時間や休みの日の確保等労働法制を遵守するとともに、学校閉庁日やリフレッシュ休暇等の活用を

含め、教育職員の年次有給休暇の取得促進に努めるほか、テレワークの活用など、教育職員のワークライフバランスの実現に向けた取組を促進すること。

また、教育職員の健康を確保するため、「県立学校教職員の過重労働による健康障害防止対策実施要領」（平成31年4月1日付け31教総（厚）第26号）に従い、校長（分校長含む。）は在校等時間が一定時間を超えた教育職員の健康状態を把握し、必要に応じ、健康管理医（産業医）による保健指導を受けさせること。

6 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たって、県教育委員会及び校長は、保護者や地域社会の理解と協力が不可欠であることから、県立学校における教育の質の維持向上を図るとともに、保護者や地域社会が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めること。